

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 豊川の減災に係る取組方針

令和 8 年 5 月 8 日

豊川水防災サミット

豊橋市、豊川市、新城市、愛知県
防衛省陸上自衛隊豊川駐屯地、名古屋地方気象台
水資源機構 豊川用水総合管理所
国土交通省豊橋河川事務所

目次

1. はじめに	1
2. 本サミットの構成委員	4
3. 豊川の概要と主な課題	5
4. 現状の取組状況とその課題	9
5. 減災のための目標と実施方針	14
6. 概ね5年間で実施する取組み	17
7. フォローアップ	20

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じた。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

鬼怒川における水害及び今後の気候変動を踏まえた課題に対し、従来型の対策だけで対処することは極めて困難であるため、河川管理者等はもとより、地方公共団体、地域社会、住民、企業等が、その意識を「水害は施設整備によって発生を防止するもの」から「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと変革し、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築する必要がある。

豊川においては、「水防災意識社会」の再構築に向けた取り組みとして、地域住民の安全・安心を担う沿川の 3 市（豊橋市、豊川市、新城市）、愛知県、名古屋地方气象台、国土交通省豊橋河川事務所で構成される「豊川水防災サミット」（以下、「本サミット」という。）を平成 28 年 7 月 12 日に設立した。

本サミットでは、豊川流域の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、平成 28 年度～令和 2 年度において、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について、積極的かつ建設的に検討を進め、その結果が「豊川の減災に係る取組方針」（以下、「取組方針」という。）としてとりまとめられた。

令和 3 年 3 月には「豊川水系流域治水プロジェクト」が策定されたことを受け、「水防災意識社会の再構築ビジョン」と流域治水プロジェクトの連携をスタートするため、取組方針に流域治水プロジェクトの対策メニューが追加され、令和 3 年度～令和 7 年度の取組方針として改定された。

その後、小型・長寿命・低コストで浸水状況を速やかに把握できる「ワンコイン浸水センサ実証実験（令和 4 年 8 月）」や、気候変動を踏まえた河川及び流域での対策の方針を反映した「豊川水系流域治水プロジェクト 2.0（令和 5 年 8 月）」、出水期に向けたメディア連携やタイムラインの見直し、WEB 会議ツール等を活用した危機感共有の体制整備等が重要であると示された事務連絡「令和 7 年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について（令

和 7 年 5 月）」、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震、同年 9 月に発生した記録的豪雨による甚大な被害を受けて取りまとめられた提言「能登半島での地震・大雨を踏まえた水害・土砂災害対策のあり方について（令和 7 年 6 月）」、能登半島地震の教訓等を踏まえて災害対策の強化を図るための「災害対策基本法等の一部を改正する法律について（令和 7 年 7 月）」等を受けて、令和 8 年度～令和 12 年度の取組方針に改定した。

取組方針の具体的な内容としては、以下の通りである。

- ①豊川では、豊川水系河川整備計画に基づいて河川整備を着実に進めるとともに、想定最大規模洪水に対して、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指していく。なお、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図は平成 28 年 5 月 31 日に公表したが、これを闇雲に恐れるのではなく、豊川の恵み、水害リスクと共存する水防災意識社会の再構築を図っていく。
- ②日常的に豊川に親しみ、出前講座や豊川とのふれあいを通じて、平常時・洪水時とも豊川をしっかりと認識・理解することで、水害に対する意識の高揚を促す。洪水時には逃げ遅れゼロを目指し、住民が適切な避難行動がとられるように、住民に対するわかりやすい情報提供を実施し、行政及び関係機関等の円滑な防災活動を目指してタイムライン等の整備による的確な避難情報の発信を実現する。また、大規模洪水^{※1}に対しても住民が自ら水害リスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある住民目線のソフト対策^{※2}への転換として、リアルタイムの浸水状況の提供やスマホアプリの開発によるきめ細かい情報提供を進めていく。
- ③住民の避難行動の実現を支援するためには、洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のために、堤防決壊を少しでも遅らせられるような危機管理型ハード対策^{※3}を実行し、さらに河川管理者と水防団等が連携し、防災拠点等の整備や水防団の組織的充実によって、水防活動の強化を図る。その際、限られた資源（予算、人材、資材）を有効活用する観点から、昭和 44 年 8 月洪水のようなこれまでに経験したことがある洪水と想定最大規模の洪水（以下、「想定最大規模洪水」という。）への対応に取り組む。

※1：大規模洪水…堤防やダムなどの構造物では防ぎきれない洪水（川の水の量が普段より著しく増えた状態）のこと。

※2：住民目線のソフト対策…立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表や住民のとりべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良、スマートフォンを活用したプッシュ型の洪水予報の配信など。

※3：危機管理型ハード対策…当面の間、上下流バランス等の観点から堤防整備に至らない区間において、堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫（堤防天端の保護や堤防のり尻の補強）する対策。

- ④大規模浸水時には、社会経済被害の最小化を目指して、一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動・復旧活動に取り組めるように準備を進める。

今後、本サミットの各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前にサミットを開催し、進捗状況を定期的に確認するフォローアップを行うこととする。

※本取組方針は、豊川直轄管理区間を対象としたものである。

2. 本サミットの構成委員

本サミットの構成委員とそれぞれ構成委員が所属する機関(以下「構成機関」という。)は、以下のとおりである。

構成機関	構成委員
豊橋市	市 長
豊川市	市 長
新城市	市 長
愛知県 建設局	局 長
愛知県 防災安全局	局 長
愛知県 東三河建設事務所	所 長
愛知県 新城設楽建設事務所	所 長
防衛省 陸上自衛隊 豊川駐屯地	司 令
気象庁 名古屋地方気象台	台 長
独立行政法人 水資源機構 豊川用水総合管理所	所 長
国土交通省 豊橋河川事務所	所 長

令和7年5月一部改定

3. 豊川の概要と主な課題

(1) 河川の概要

豊川は、その源を愛知県北設楽郡設楽町の段戸山(標高 1,152m)に発し、宇連川と合流し、その後、豊橋平野で豊川放水路を分派し、豊橋市内を流れ、三河湾に注ぐ幹川流路延長 77km、流域面積 724km² の一級河川である。また、流域の地質は、寒狭川流域が主にマサ化しやすい花崗岩であるが土砂流出は比較的少なく、宇連川流域は主に火山岩であるため、流域全体の土砂流出は少ない。また、強固な地質によって、降雨が地下にしみこみにくく、洪水が一気に流下する特徴を有している。

豊川流域は、東三河地方の豊橋市、豊川市、新城市をはじめとする市町からなっており、産業経済の根幹をなす東名高速道路、新東名高速道路、国道 1 号、J R 東海道新幹線・東海道本線等の交通の要衝となっている。特に豊橋市、豊川市、新城市は、工業化、宅地化が進み、豊川放水路の整備や河川改修等による地域開発とともに土地の高度利用が進んでおり、愛知県の東部の拠点として、今後一層の発展が期待される地域である。

豊川は、北西の小坂井台地と東の牛川・豊橋段丘の二つの河岸段丘に囲まれた地形であり、氾濫域は扇状地の平野から形成されている。その氾濫特性は、左岸側の 4 箇所の霞は貯留型の氾濫形態^{※4}であり、浸水深が深くなる傾向にある。左岸側の河口部と右岸側は拡散型の氾濫形態^{※5}である。また、豊川と豊川放水路に囲まれた地域は貯留型の氾濫形態であり、浸水継続時間が長くなる傾向にある。

豊川では古くから毎年のように浸水被害が発生しており、昭和 10 年 8 月の洪水では家屋浸水 1,775 戸、被害面積 3,084ha の浸水被害を受け、さらに昭和 12 年 7 月の洪水では家屋浸水 1,319 戸、被害面積 3,164ha もの浸水被害が発生した。

さらに、昭和 34 年 9 月の洪水（伊勢湾台風）では、下流の豊橋市等で高潮による大きな被害を被ったほか、昭和 44 年 8 月洪水では、江島地区で堤防が決壊し、江島地区を含め、全壊流失 7 戸、半壊・床上浸水 919 戸、床下浸水 838 戸の被害が発生した。

※4：貯留型の氾濫形態…山付や支川の堤防等によって閉鎖された区域で、河川から氾濫した洪水流が貯留されやすい状態のこと。

※5：拡散型の氾濫形態…河川から氾濫した洪水流が拡散して浸水区域が広がりやすい状態のこと。

豊川では、昭和 2 年に「豊川改修事業」に着手し、主に、昭和 13 年から昭和 40 年までの放水路工事と、昭和 46 年から昭和 62 年までの豊橋市内の狭窄部の改修等を実施している。また、豊川中下流部には霞堤と称される不連続な堤防が 9 箇所存在した。右岸側の 5 箇所は、放水路完成に伴い氾濫経路が変化し、霞地区へ流入した洪水が豊川に戻らず、排水が困難となり、新たに生じる浸水被害を回避する必要があることなどから、霞堤を順次締め切った。現在は左岸側に下流から牛川、下条、賀茂、金沢の 4 箇所が存在する。（以下「霞堤地区」という。）

平成 13 年に策定された豊川水系河川整備計画（以下、「河川整備計画」という。）では、河道掘削や堤防強化等を進め、現在は、主に設楽ダムの建設、霞堤及び支川の改修を実施している。

霞堤地区では現状でも 2～3 年に 1 回の割合で浸水が発生しており、平成 23 年 9 月の洪水や当古及び放水路第一水位観測所において観測史上最高の水位を記録した令和 5 年 6 月の洪水等では、霞堤からの浸水が発生して多くの浸水被害を受けている。

また、豊川流域の地質特性により、降雨による洪水流出が短時間で、水位の上昇は急激であり、避難のための時間的猶予が少ないため、住民の的確な避難に必要な情報の提供・周知が必要である。

一方で、河川整備事業の進捗や豊川放水路の完成に伴い、霞堤地区以外では近年、浸水被害が発生していないことから地域の洪水に対する危機意識が希薄になっている。

こうした中で、豊川の河川特性や霞堤等の豊川の治水の歴史等を理解しつつ、大規模水害に備えて、浸水被害が生じている地区を中心としたソフト対策の充実と推進は水防活動における重要な位置づけとなっている。

平成 28 年 5 月には想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表され、洪水浸水想定区域に含まれる市町は洪水ハザードマップを作成し、住民へ水害リスクの周知を図っている。

令和 4 年 9 月には土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取組を推進することを目的として、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水深を明らかにするため、「多段階の浸水想定図」及び「水害リスクマップ」が公表された。

今後は、比較的発生頻度が高い降雨規模も含めた複数の降雨規模毎に作成した国管理区間からの外水氾濫と、中小河川や下水道等からの内水氾濫を考慮し

た多段階の浸水想定図、及びそれらを重ね合わせて浸水範囲と浸水頻度の関係を図示した内外水統合の水害リスクマップを作成し、中～高頻度の被害を軽減する減災対策（防災まちづくり等）の検討への活用が期待されている。

豊川には、堤防の浸透に対する安全度が低い区間があり、水防活動の強化も欠かせないが、豊川においても全国的な傾向と同様に水防団員等の減少や高齢化、水害の発生頻度が減少したことに伴い、水防工法の伝承が難しくなっている。

国土交通省は水防活動に利用するための備蓄土砂^{※6}を確保するため第二種側帯^{※7}を整備し、防災拠点として豊川防災センターを設置している。また、市においては水防倉庫を整備し、土のうなどの水防資機材を整備している。ただし、大規模出水時においては備蓄資機材や水防拠点は必ずしも十分ではない可能性がある。

※6：備蓄土砂…堤防決壊時等に堤体の応急復旧等に使用する土砂のことです。

※7：第二種側帯…洪水時等における非常用の土砂等の備蓄等、水防管理者が行う水防活動及び河川管理者が行う応急措置活動のため必要な機能を持つために、堤内地側に盛った土砂のことです。

(2) 課題

豊川における主な課題は、次のとおりである。

- 課題1 豊川流域の地質は降雨が地下に浸み込みにくい特性があり、降雨時には洪水が一気に流下するため、避難の時間（リードタイム）が短い。
- 課題2 霞堤地区は、2～3年に一度浸水被害が生じている。
- 課題3 現状の施設能力以上の洪水の場合、右岸側や本川と放水路に囲まれた地区において、浸水深が深くなり、浸水継続時間も長くなることから、甚大な被害となる恐れがある。
- 課題4 堤防の構造（堤体の材料等）が要因で堤防の浸透に対する安全度が低い区間がある。また、施設能力を超える洪水が発生し、越水した場合に堤防の決壊が懸念されるため、避難の時間を少しでも引き延ばす工夫が必要である。
- 課題5 近年、水害に見舞われていない区域の方々はハザードマップやホームページで提供している雨量・水位情報やCCTVカメラ映像等を活用していない可能性があり、また、平常時においても河川空間を利用しない方々においては、豊川に対する関心も低く、水害に対する意識が希薄になっている恐れがある。
- 課題6 被害の軽減や被災時の復旧・復興のための備蓄資機材情報の共有や相互支援ルールの確立が必要である。
- 課題7 水防団員等の減少や高齢化により水防活動が難しくなっている。また、河川改修が進んだことに伴い水防活動が減少し、次世代を担う水防団員等に水防工法が伝承されにくくなっている。
- 課題8 霞堤地区をはじめ、沿川地域では市境界が入り組んでいるため、市域を越えた避難に関する啓発・周知が必要である。
- 課題9 洪水浸水想定区域等の指定（平成28年5月）に伴い、浸水深が深いまたは浸水継続時間が長い地域からの安全な避難（水平避難）のための検討や、浸水を解消し生活を取り戻すための早期復旧が必要である。

4. 現状の取組状況とその課題

本サミットでは、各構成機関における洪水時の情報伝達や水防に関する事項等について、令和3年度～7年度までの現状及び課題を抽出し、概ね令和12年度までに達成すべき目標を掲げて、各構成機関が連携して取組んでいく内容を以下のとおり取りまとめた。

各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組みと課題は、以下のとおりである。

(1) 逃げ遅れゼロに向けた取組

1) 広域避難計画の検討実施

項目	現状の取組状況	課題 No	課題 (考えられる対応)
①避難場所、避難ルート の検討	・ハザードマップへの隣接市の避難場所等の掲載や、市域越えた避難行動の講和等で啓発を図っている。	8	・引き続き取組みを継続する必要がある。 ・未実施の機関への展開を行う。
②避難指示等発令対象 エリアの検討	・避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の依頼等を実施している。	8	・引き続き取組みを継続する必要がある。

2) 教育現場での日常的な防災意識の普及・啓発・学習・訓練

項目	現状の取組状況	課題 No	課題 (考えられる対応)
①出前講座や講習会等 を活用した水防災教育の実施	・出前講座や防災教育を実施している。	5	・引き続き取組みを継続する必要がある。
②「みずから守るプログラム」の活用	・住民が適切な行動に移せるよう「みずから守るプログラム」を推進している。	5	・各市で希望地区があれば実施を検討するが、現状未実施である。
③指導計画の作成支援、共有	・一部の市で指導計画の作成支援に着手している。	5	・引き続き取組みを継続する必要がある。 ・未実施の機関への展開を行う。

3) 要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進

項目	現状の取組状況	課題 No	課題 (考えられる対応)
①要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施	・避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を依頼している。	5	・引き続き取組みを継続する必要がある。
②公共施設や災害拠点病院の施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法の検討	・避難所となる公共施設、災害拠点病院等に無線機等を配備している。	8	・引き続き取組みを継続する必要がある。
③耐水化、非常用電源等の対策の実施、共有	・公共施設の管理者へのハザード情報の確認等を実施している。	8	・引き続き取組みを継続する必要がある。 ・未実施の機関への展開を行う。

4) 多機関連携型タイムライン作成・見直し・運用

項目	現状の取組状況	課題 No	課題 (考えられる対応)
①避難指示の発令等に着目したタイムラインの作成、共有	・水防災協議会で水害対応タイムラインや出水期の体制を確認している。 ・流域タイムラインの作成・運用を実施している。	1	・引き続き取組みを継続する必要がある。 ・流域タイムラインの検証、見直し、運用を図ることが必要である。

5) わかりやすい防災情報提供

項目	現状の取組状況	課題 No	課題 (考えられる対応)
①国や市が配信している浸水情報を入手できるスマートフォン・タブレット端末を活用した防災アプリを開発	・防災アプリの普及啓発を実施。	5	・引き続き取組みを継続する必要がある。 ・防災アプリの開発に限らず、効果的な情報提供の継続・推進が必要である。
②水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知	・ハザードマップポータルサイトにて公表中。	5	・引き続き取組みを継続する必要がある。 ・国土交通省ハザードマップポータルサイトに限らず、各市でも周知を継続して行う必要がある。

(2) 社会経済被害最小化を目指した取組み

6) 水防計画の立案・水防活動の強化

項目	現状の取組状況	課題 No	課題 (考えられる対応)
①地元との合同巡視の実施	・ 合同演習を出水期前に実施している。	7,9	・ 関係機関とも連携し、引き続き取組みを継続する必要がある。
②治水と環境が調和した豊川への理解を促す親水空間の整備、維持管理、活用	・ ミズベリングイベントを開催	3	・ 引き続き取組みを継続する必要がある。 ・ 未実施の機関への展開を行う。
③実働訓練の実施	・ 水防訓練を出水期前に実施している。	7	・ 関係機関とも連携し、引き続き取組みを継続する必要がある。
④河川管理者等と水防団等の情報共有	・ 豊川圏域大規模氾濫減災総合サミットに出席し情報共有を図っている。	7	・ 引き続き取組みを継続する必要がある。
⑤水防活動の担い手の確保対策	・ 消防団の加入促進を実施している。 ・ 水防連絡会で周知している。	7	・ 引き続き取組みを継続する必要がある。 ・ 未実施の機関への展開を行う。
⑥流域住民への働きかけ	・ 豊川アダプト制度についてホームページで掲載中。	2	・ 引き続き取組みを継続する必要がある。
⑦堤防決壊シミュレーションの実施	・ 社会経済被害の最小化のために、堤防決壊時の復旧に至るまでのシナリオを想定した訓練を実施している。	3,9	・ 引き続き取組みを継続する必要がある。
⑧災害時及び災害復旧に対する支援	・ 災 害 時 に TEC-FORCE の対応を実施。	6,9	・ 引き続き取組みを継続する必要がある。

7) 流域治水等を踏まえたハード対策

項目	現状の取組状況	課題 No	課題 (考えられる対応)
①堤防天端の保護	・ 定期的に堤防を点検し、堤防天端の保護が必要となる箇所があれば堤防補強を実施	1	・ 引き続き取組み・事業を継続する必要がある。
②河道掘削	・ 整備計画に基づき河道掘削等を実施している。	3	・ 引き続き取組み・事業を継続する必要がある。
③設楽ダムの建設	・ 整備計画に基づき設楽ダム建設事業を推進している。	3	・ 引き続き取組み・事業を継続する必要がある。
④対象施設のフラップ化等の無動力化整備	・ フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、整備を検討中。	3	・ 引き続き取組み・事業を継続する必要がある。
⑤河川管理施設の適切な維持管理	・ 豊川放水路をはじめとする河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	3	・ 引き続き取組み・事業を継続する必要がある。
⑥護岸整備、浸透対策の実施	・ 護岸整備、浸透対策の実施している。	4	・ 引き続き取組み・事業を継続する必要がある。
⑦放水路の機能保全・最大活用	・ 放水路の機能保全・最大活用を検討・実施。	3	・ 引き続き取組み・事業を継続する必要がある。
⑧耐震対策・粘り強い堤防の検討	・ 耐震対策・粘り強い堤防の実施を検討している。	3	・ 引き続き取組み・事業を継続する必要がある。

5. 減災のための目標と実施方針

(1) 目標

豊川の河川整備は、将来、年超過確率 1/150 規模の洪水^{※8}を安全に流下させることを目標にし、河川整備計画（昭和 44 年 8 月洪水と同程度の規模の洪水を対象）に基づき整備を進めている。

2015 年 9 月の鬼怒川における堤防決壊では、その時点の鬼怒川の整備水準を上回る洪水が発生している。今後、豊川においても、豊川の整備水準を上回る洪水がいつ発生してもおかしくない状況である。

以上のことから、「住民の避難行動を促す取組み」、「社会経済被害の最小化を目指す取組み」を実施することで、各構成機関が連携して概ね令和 12 年度までに達成すべき減災のための目標を以下のとおりとした。

【概ね 5 年間で達成すべき目標】

豊川水系河川整備計画に基づいて河川整備を着実に進めるとともに、

1. 「逃げ遅れゼロ」^{※9}
 2. 「社会経済被害の最小化」^{※10}
- を目指す。

※8：「年超過確率 1/150 規模の洪水」とは、毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/150であることを示しており、洪水の発生がいつも 150 年間隔であるという意味ではない。

※9：逃げ遅れ…立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態。

※10：社会経済被害の最小化…大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

（２）実施方針

東三河の発展を支える豊川の恵に対する流域住民の方の認識・理解の深化とともに、想定し得る最大規模の降雨とこれに起因する洪水を闇雲に恐れるのではなく、豊川の自然の一面として流域住民の方にしっかり認識・理解してもらい、豊川の恵み、水害リスクと共存する水防災意識社会の再構築を図る取組みを継続的に実施する。

日常的に豊川に親しみ、平常時・洪水時とも豊川をしっかり認識・理解することで、洪水時には逃げ遅れゼロを目指した適切な避難行動が取られるとともに、洪水に伴う社会経済被害の最小化に向けた取組みがなされることを目指す。

また、住民が自ら水害リスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換する。

しかし、出水の度に想定最大規模の洪水に対応した避難行動をとることは住民に対して過度の負担となり、現実的でない^{※11}。一方で、水防活動は高頻度洪水に対する備えでは、想定最大規模の洪水^{※12}への対応に適さない場合がある。

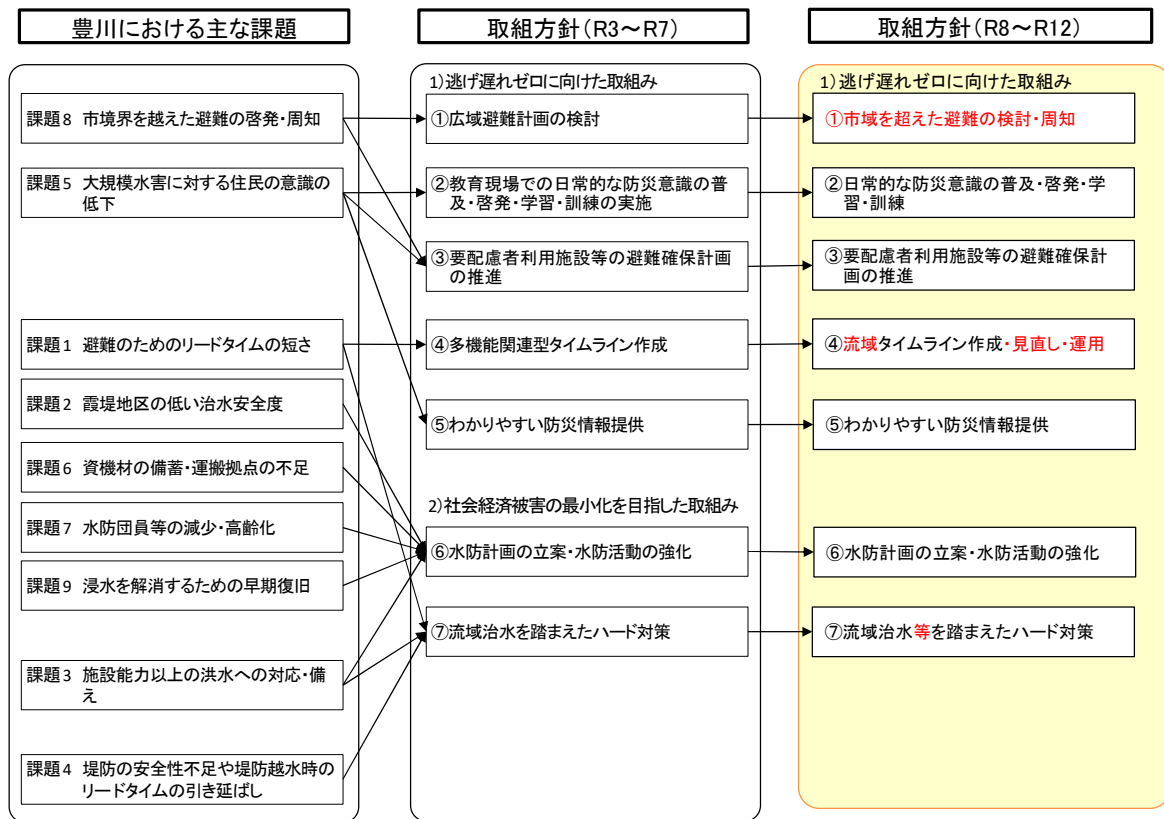
限られた資源（予算、人材、資材）を有効活用する観点から、高頻度洪水に対する備えを充実させた上で、想定最大規模洪水時に備えて避難をはじめとしたソフト対策の整備を進めておくことが効果的である。

高頻度洪水と想定最大規模洪水に分けて検討し、洪水から流域住民の命を守り（逃げ遅れゼロ）、社会経済被害の最小化を目指す取組みを沿川自治体、愛知県、名古屋地方気象台、河川管理者^等が目標を共有し、ハード対策を着実に進めるとともにソフト対策を充実させる取組みを協力して計画的に推進する。

以上の実施方針のもと、３．（２）の課題及び４．の現在の取組状況を踏まえ、目標達成に向けて次項の取組みを実施する。

※11：例えば、規模が小さい洪水に対しては垂直避難（自宅等の２階以上への避難）で安全が確保できるとされている地域において、出水時の度に想定最大規模洪水を想定して広域避難をすることは、住民にとって負担であり、現実的でない場合がある。

※12：堤防を数m越えるような越水が発生した場合など。



1) 逃げ遅れゼロに向けた取組み

- ① 市域を超えた避難の検討・周知
- ② 日常的な防災意識の普及・啓発・学習・訓練
- ③ 要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進
- ④ 流域タイムライン作成・見直し・運用
- ⑤ わかりやすい防災情報提供

2) 社会経済被害の最小化を目指した取組み

- ⑥ 水防計画の立案・水防活動の強化
- ⑦ 流域治水等を踏まえたハード対策

6. 概ね5年間で実施する取組み

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取組む主な内容は、次のとおりである。

協議会構成市 : 「市」と記載
 愛知県 : 「県」と略して記載
 防衛省陸上自衛隊豊川駐屯地 : 「自衛隊」と記載
 名古屋地方気象台 : 「気象台」と略して記載
 豊橋河川事務所 : 「豊橋河川」と記載

(1) 逃げ遅れゼロに向けた取組み

① 市域を超えた避難の検討・周知

主な取組項目	目標時期	取組機関
・市域を超えた避難に係る住民への啓発・周知（ハザードマップへの掲載、帰宅困難者対策等）。必要に応じた隣接市等との調整、検討 ・想定最大規模洪水による洪水浸水想定区域図等をもとにした避難指示等発令対象エリアを検討・周知する。	引き続き実施	市、県、豊橋河川

② 日常的な防災意識の普及・啓発・学習・訓練

主な取組項目	目標時期	取組機関
・大規模水害に対する住民の意識の低下が懸念されるため、出前講座や講習会等を活用した水防災教育を実施する。 ・住民が水害に直面した際に、適切な行動に移せるよう、地域協働型の取組み「みずから守るプログラム」を活用する。 ・防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手する。また、国の支援により作成した指導計画を、水防災サミットの関係自治体における全ての学校に共有する。	引き続き実施	市、県、気象台、豊橋河川

③ 要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進

主な取組項目	目標時期	取組機関
・対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練を実施するとともに、避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、サミット等の場において進捗状況を確認する。 ・大規模水害に対する住民の意識の低下が懸念されるため、防災情報を集約し、住民が必要な避難情報をスムーズに入手できるように工夫する。また、リアルタイムの状況を切迫感が伝わるように専門知識を有する職員等が解説する等の工夫を行う。	引き続き実施	市、県、豊橋河川

・サミットの場合等において、浸水想定区域内の公共施設や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。 ・これらの公共施設や災害拠点病院の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施するとともに、対策の実施状況についてはサミット等で共有する。 ・災害用物資の備蓄の充実と状況の公表		
---	--	--

④ 流域タイムライン作成・見直し・運用

主な取組項目	目標時期	取組機関
・豊川流域タイムラインの検証・見直し・運用 ・流域タイムライン等を活用して、防災訓練や洪水対応訓練を実施する。 ・WEB 会議ツールやホットライン、「危機感共有サイト」の活用による危機感共有（体制の構築、訓練の実施等）	引き続き実施	市、県、 気象台、 豊橋河川

⑤ わかりやすい防災情報提供

主な取組項目	目標時期	取組機関
・不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を定期的に説明する。 ・洪水予報指定河川・水位周知河川での洪水情報のプッシュ型配信を運用開始する。 ・多段階浸水想定区域図・水害リスクマップの作成、減災対策への活用。 ・浸水被害が生じていない区域の住民の水害に対する意識高揚を目指し、まるごとまちごとハザードマップの整備について調整・検討する。 ・コミュニティタイムラインやマイ・タイムライン等の普及・促進。 ・ハザードマップやWEB 版ハザードマップの公開・周知。 ・防災情報を入手できる防災アプリや SNS、メール等を活用した効果的な情報提供の継続・推進。 ・危機管理型水位計、簡易水位計、CCTV カメラ、ワンコイン浸水センサ等の観測機器の設置、活用を検討する。 ・マスメディア等広報関係者との相互理解による効果的な周知・啓発・広報の展開	引き続き実施	市、県、 気象台、 豊橋河川

(2) 社会経済被害の最小化を目指した取組み

⑥ 水防計画の立案・水防活動の強化

主な取組項目	目標時期	取組機関
・重要水防箇所等の合同巡視および水防資材等の点検を水防団等のほか地域住民の方と実施する。 ・浸水被害が生じていない区域の住民の水害に対する意識高揚を目指し、豊川への理解を促す親水空間の整備、維持管理、及びイベントを実施する。 ・関係機関（水防団等）と連携した実働水防演習の実施・継続 ・各市が豊橋河川や県が主催する意見交換会（水防連絡会、水防研修会等）に参加する。 ・サミットの場合等を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整を図る。 ・水防団員等の減少や高齢化が顕在化しているため、サミットの場合等を活用して、水防団の募集、自主防災組織、企業等の参画を促す為の具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施し、活動について水防団と調整を図る。 ・流域住民との協働の活性化のために、流域全体で河川保全に取り組むことをホームページ等でPRし、指定管理団体等を増やす。 ・社会経済被害の最小化のために、堤防決壊時の復旧に至るまでのシナリオを想定した訓練を実施する。 ・TEC-FORCEによる支援活動等を被災地以外の地方公共団体にも情報提供。 ・ドローン等の活用による早期変状把握と安全度評価（迅速な基準水位の見直し）	引き続き実施	市、県、気象台、豊橋河川

⑦ 流域治水を踏まえたハード対策

主な取組項目	目標時期	取組機関
・定期的に堤防を点検し、堤防天端の保護が必要となる箇所があれば堤防補強を実施する。 ・河川整備計画に基づいた河道掘削の実施 ・河川整備計画に基づいた設楽ダムの建設 ・フラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施する。 ・河川管理施設の適切な維持管理 ・堤防の浸透に対する安全性が低い区間において、堤防強化を実施する。 ・放水路の機能保全・最大活用を検討・実施する。 ・耐震対策・粘り強い堤防を検討する。	引き続き実施	豊橋河川

7. フォローアップ

各構成機関の取組みについては、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取組むこととする。

原則、本サミットを毎年出水期前に開催し、取組みの進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組みについても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

平成28年9月策定
平成29年5月一部改訂
平成30年5月一部改訂
令和元年5月一部改定
令和3年5月改定
令和4年6月一部改訂
令和7年5月一部改訂
令和8年5月改定